

Monthly Association Construction Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報

2022
No.569

3

みやざき建設技術フェア

[令和2年10月23日(金)～10月24日(土)]

宮崎県建設業協会青年部連合会



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和4年3月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和3年度 第11回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	4
● 雇用改善コーナー	
1. 令和4年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	5
● 建退共	
1. ホームページについて	6
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	6
● 技士会	
1. 令和4年度 1級・2級土木施工管理技術検定受検準備講習会のご案内	7
2. 令和4年度 1級・2級土木施工管理技術検定の申込書受付について	7
3. 令和3年度 2級土木施工管理技術検定の合格発表	8
4. 令和4年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	9
● 事業協同組合	
1. 立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	10
● 建災防	
1. 令和4年度 上半期（4月～9月）講習会の案内	13
2. 令和3年度 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領について	14
3. 第59回 全国建設業労働災害防止大会について	15
● 火薬協会	
1. 令和4年の自宅学習方式の火薬関係保安講習の概要	16
2. 令和4年 火薬関係講習自宅学習方式のチャートについて	16
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）	17
2. 中間前払金制度のご案内	18
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	19

令和4年3月行事予定

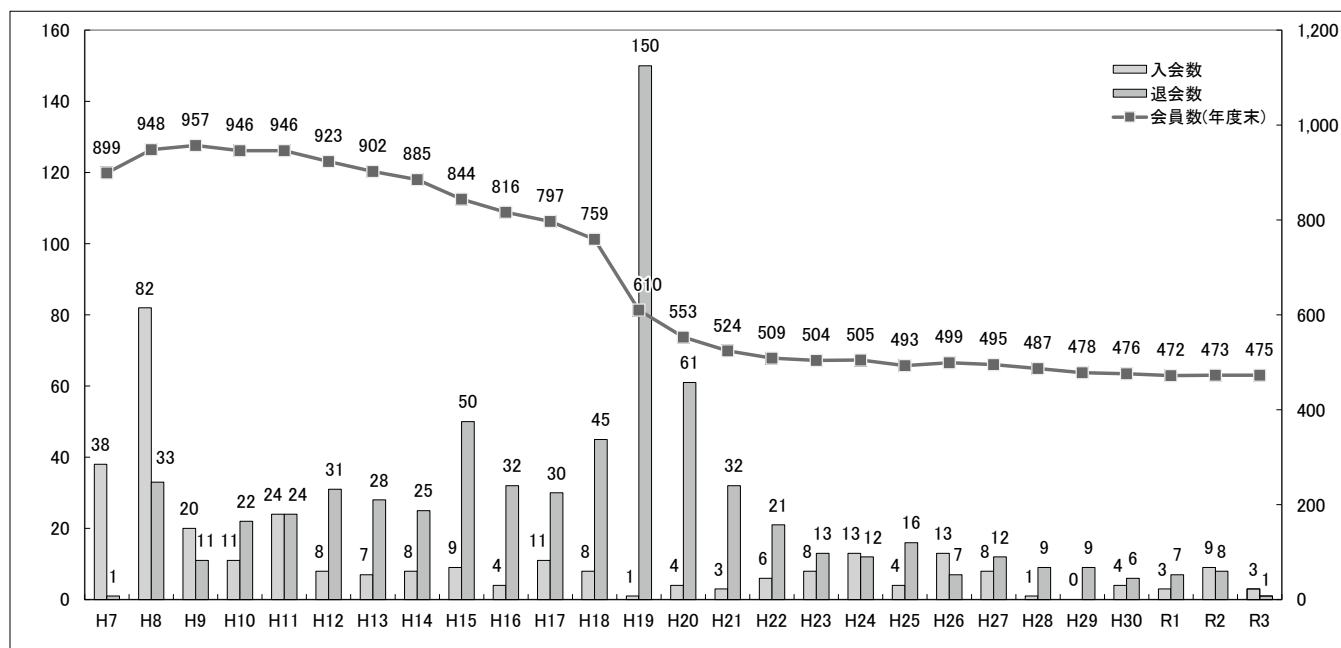
日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水	県協会 総務委員会		
3	木	全国建設業協会 生産システム委員会 (WEB)		
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	全国建産連 生産システム委員会 (WEB)		
8	火	九州建設業協会 青年会議 (WEB)		
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	日	令和3年度建設業経理検定 (下期)		
14	月			
15	火	九州技士会 第2回事務局長会議		
16	水			
17	木	県協会 農林水産省農村振興局との意見交換会		
18	金		防災団体連絡協議会 (宮崎)	
19	土			
20	日			
21	月	春分の日	春分の日	春分の日
22	火	県協会 建設産業担い手確保連携推進会議	建退共事務局局長会議 (WEB)	
23	水			
24	木	県協会 予算編成理事会 県協会 常務理事会・県との意見交換会		火薬保安協会理事会
25	金	全国建設業協会 専務理事・事務局局長会議		
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2022.2.24付 宮崎県《農業土木分野への進学・就職を検討している方へ》農業土木分野の広報・啓発パンフレットについて	宮 崎 県	PDF
2022.1.4付 （一財）建設業振興基金「登録経理講習」の講習開始について（お知らせ）	（一財）建設業振興基金	html
2021.7.8付 崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム認定登録機関の開設について	宮 崎 県 建設業協会	html

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	1
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	475

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R3はR4.2.25現在

宮崎県建設業協会

1. 令和3年度 第11回常務理事会を開催

令和4年2月8日（火）13時00分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「オミクロン株の感染発生が続いているが、先週比では感染者数が下降しているので少しは期待している。一方で、まん延防止等重点措置については延長が予想されるため、引き続き感染予防対策を行っていただきたい。

本日は、本会終了後に県より入札制度改革についての説明が予定されている。疑問点等があれば、確認をしていただきたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1

令和4年度全国建設業協会会長表彰の推薦案について

大谷課長が資料1に基づき、令和4年度全国建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題2

令和3年度優秀卒業生表彰の推薦案について

大谷課長が資料2に基づき、令和3年度優秀卒業生表彰の推薦案について報告し、承認された。



第11回常務理事会

議題3

CCUS都道府県官民連絡協議会委員の推薦案等について

榎村事務局長が資料3に基づき、CCUS都道府県官民連絡協議会委員の推薦案について報告し、承認された。また、大谷課長がカードリーダー普及促進事業の状況及びカードリーダー購入計画について報告し、承認された。

議題4

その他

(1) 宮崎県との大規模災害協定並びに防疫業務協定における損害補償等について

大谷課長が参考1-1、2に基づき、宮崎県と本会が締結している大規模災害協定並びに防疫業務協定における損害補償等の改正内容について報告し、承認された。

(2) 国土交通委員会等の開催結果報告について

榎村事務局長が参考2-1、2に基づき、1月17日に開催された国土交通委員会及び2月2日に開催された宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会の開催結果について報告した。

主な議題は、働き方改革、設計変更、総合評価落札方式における賃上げ実施に係る企業への加圧措置について など。

(3) 令和4年度テレビCM放映計画案について

大谷課長が参考3に基づき、令和4年度テレビCM放映計画案について報告し、承認された。

(4) その他

- ・参議院議員選挙への対応について報告し、承認された。
- ・令和3年度の予算執行状況について報告した。

議題5

2月以降の協会行事等について

榎村事務局長が参考4に基づき、5月末までの行事について報告し、承認された。

宮建協

2. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
 ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
 ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)
 ※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

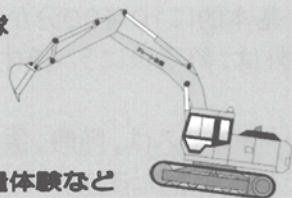
体験内容 ●青年隊概要説明

●施設案内

●建設機械試乗・測量体験など

●ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



雇用改善コーナー

1. 令和4年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発0105第5号
雇均発0105第2号
開発0105第3号
令和4年1月5日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和4年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動に当たっては、関係省庁、大学等とともに議論を行い、令和3年度と同様に、企業等においては、令和3年3月30日に関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から貴職に対する「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）により、また、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）においては、同月17日に「令和4年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始することを求めているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省としては、令和4年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

ついては、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和4年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和4年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和4年4月1日以降に展示・公開する。

これに伴い、当該求人申込みの受理開始は令和4年2月1日以降とする。また、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和4年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても同様とする。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

令和4年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和4年4月1日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催するものとする。

なお、当該就職面接会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和4年度の大学等卒業予定者のニーズに応じ、積極的にオンラインを活用するものとする。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和4年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和4年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ② セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、さらには学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為等を行わないとともに、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰り下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

建退共

1. ホームページについて

建退共宮崎県支部では、共済契約者および被共済契約者に建退共制度の理解を深めていただくとともに、事務処理における効率性の向上を図ることを目的とし、ホームページを開設しております。

令和4年度から履行証明発行基準の改定に伴い、掲載内容の一部を変更しましたのでご確認ください。

1. URL <http://kentaimitiyazaki.com>

2. 概要

- (1) 建退共制度について
- (2) 手続きについて
- (3) よくある質問について
- (4) その他
 - ・退職金試算（建退共本部のホームページとリンク）
 - ・各種申請書のダウンロード（建退共本部のホームページとリンク）
 - ・加入・履行証明書（必要書類（エクセル形式）のダウンロード）
※証明書をダウンロードする際は2枚作成し2枚とも送付してください
 - ・共済証紙購入金額および購入枚数シミュレーション
 - ・電子申請方式

3. ホームページのトップ画面



2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
11月末計	2,556	30,643
加 入	2	67
脱 退	5	75
12月末計	2,553	30,635

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
12月分	682	70	61,988,944	前月分	59,956
今年度総累計 (2021年12月)	8,517	852	782,036,897	当年度計 累 計	591,507

技士会

1. 令和4年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に21名、2級に30名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和4年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間

令和4年5月18日(水)～5月20日(金)

令和4年5月25日(水)～5月27日(金)

実力テスト講習会 2日間

令和4年6月2日(木)～6月3日(金)

二次検定講習 4日間

令和4年9月5日(月)～9月6日(火)

令和4年9月12日(月)～9月13日(火)

2級 一次・二次検定講習 6日間

令和4年7月20日(水)～7月22日(金)

令和4年7月27日(水)～7月29日(金)

実力テスト講習 2日間

令和4年8月25日(木)～8月26日(金)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和3年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

2. 令和4年度 1級・2級土木施工管理技術検定の申込書受付について

令和4年度の1・2級土木施工管理技術検定の申込書受付が始まりますので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。この技術検定は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この技術検定に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。なお、2級土木施工管理技術検定第1次検定は平成29年度から年2回行われています。

受付期間	1級	令和4年3月17日(木)～3月31日(木)
	2級	令和4年3月2日(水)～3月16日(水) (前期第1次検定のみ)
	2級	令和4年7月6日(水)～7月20日(水)

申込み用紙につきましては、1・2級とも2月中旬から販売開始されます。詳しくは、地区協会あるいは、(一財)全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

技士会

3. 令和3年度 2級土木施工管理技術検定の合格発表

令和3年10月24日（日）に実施されました2級土木施工管理技術検定の合格発表が、令和4年2月2日にありました。

全国の会場で32,847名が受験し、11,713名が合格、合格率35.7%、と昨年より合格率がかなり低くなっています。鹿児島会場は、受験者1,017名、合格者301名、合格率は29.6%でした。（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、九州地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

また、今回から第一次検定合格者にも土木施工管理技士補の称号が与えられるので、併せて地区協会を通じて技士会会員への入会もよろしくお願い致します。

●実施状況（令和3年10月24日実施 全国19地区34会場）

試験地	第 一 次 検 定			第 二 次 検 定			第一次検定のみ 合格者数
	出席者数	合格者数	合格率（%）	出席者数	合格者数	合格率（%）	
札幌	667	505	75.7	1,313	485	36.9	313
釧路	168	137	81.5	273	102	37.4	91
青森	380	279	73.4	582	208	35.7	172
仙台	1,853	1,316	71.0	3,308	1,027	31.0	935
秋田	284	213	75.0	454	139	30.6	142
東京	3,981	3,030	76.1	7,169	2,698	37.6	1,862
新潟	757	538	71.1	1,381	490	35.5	333
富山	639	484	75.7	1,013	417	41.2	300
静岡	586	429	73.2	941	338	35.9	262
名古屋	1,511	1,138	75.3	2,885	1,059	36.7	751
大阪	2,311	1,659	71.8	4,283	1,582	36.9	1,056
松江	283	206	72.8	411	137	33.3	140
岡山	611	428	70.0	957	289	30.2	307
広島	588	429	73.0	1,129	450	39.9	244
高松	569	424	74.5	997	341	34.2	228
高知	206	145	70.4	349	133	38.1	82
福岡	2,185	1,587	72.6	3,816	1,312	34.4	1,065
鹿児島	733	536	73.1	1,017	301	29.6	388
那覇	300	214	71.3	569	205	36.0	137
計	18,612	13,697	73.6	32,847	11,713	35.7	8,808

4. 令和4年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和3年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月10日（水）で終了しました。本年度は4月から11月の計7回開催し合計で208名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和4年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和4年の予定は、右のとおりです。

日 程	場 所
令和4年 4月27日（水）	宮崎県建設会館
令和4年 5月13日（金）	〃
令和4年 7月 6日（水）	延岡建設会館
令和4年 8月17日（水）	宮崎県建設会館
令和4年 9月14日（水）	都城建設会館
令和4年11月 9日（水）	延岡建設会館
令和4年11月16日（水）	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

事業協同組合

1. 立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内



新しい時代に ‘次世代’金融プラットフォームを

「建設業界」に特化した New!

立替決済サービス登場！

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) *1

登録受付中！

スピーディな
立替

担保・債務保証
不要

シンプルな
一律手数料

ポイント！

売り手/買い手
双方にメリット

- ✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、完工後にお支払い ・工事当たり500万円～1億円の立替 *2 *3 *6
- ✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要<独自審査>
- ✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料
 - ・建設会社様、資材会社様（又は協力会社様）双方に立替手数料をご負担頂きます。手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。*4
 - ・手数料以外の入会金、年会費は無料です。*

買い手
(建設会社様)



① 納品・検収

**LAND
DATA
BANK**

金融サービス
プラットフォーム

*5

売り手
(資材会社様・協力会社様)



③ 後払い

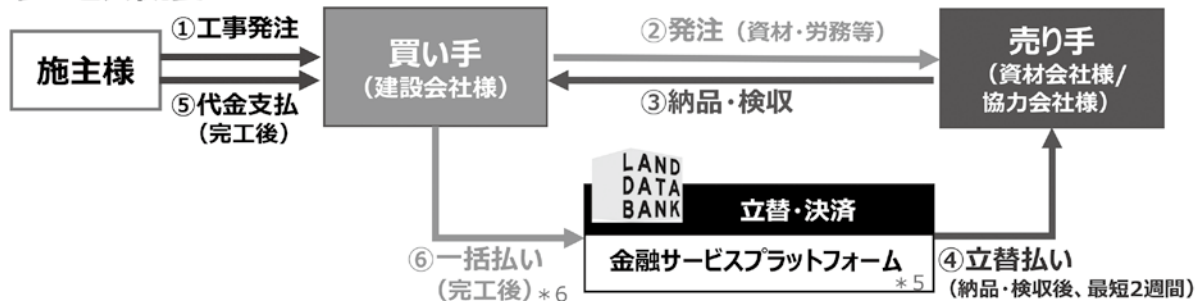
② 立替払い

株式会社ランドデータバンク

www.ldb.co.jp/



■ サービス概要



■ 買い手視点（建設会社様）の特長



■ 売り手視点（資材会社様・協力会社様）の特長



- *1 9月1日は正式登録開始日で、10月1日は受付工事に関する支払いの立替開始日です。
 - *2 建設会社様が施主から受注された工事当たりの立替金額です（工事受注額ではございません）。なお、1億円を超える立替が必要な場合は、お手数ですがご相談ください。 ※本サービスは法人が対象となり、個人事業主の方は除きます。
 - *3 当社、提携会社の審査等により、お取引をお断りする場合や申込・立替ができない場合があります。また、当社の審査状況により、財務諸表等をご提示頂く場合があります。
 - *4 立替手数料は時期により一律です。標記の手数料率は2020年9月から2021年9月末日までとなります。
 - *5 当社サービスは、提携会社との連携にて提供いたします。
 - *6 一括払いは工事登録から最長10か月となります。10か月を超えた場合、完工前、施主からの支払前に弊社へのお支払いとなる場合があります。
- 尚、本書面に記載の内容は正式なサービスの開始及び運用に際して変更が生じる可能性があります。

株式会社ランドデータバンク



〒105-0004
東京都港区新橋1-7-10
近鉄銀座中央通りビルⅢ 6階
 **0120-577-525**
Mail: info@ldb.co.jp

設立

2019年7月26日

資本金

14億円

株主

- ・INCJ (産業革新機構から分割、事業継承)
- ・コマツ (小松製作所)
- ・三井住友銀行
- ・三井住友ファイナンス&リース
- ・三井住友カード

組 合

よくあるご質問

Q1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

Q2 立替工事の種類等に制限はありますか？

＜建設会社様＞ 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。
＜資材会社様＞ 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

Q3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

Q4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。
＜建設会社様＞ ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂いて簡単に申込みができます。
＜資材会社様、協力会社様＞ ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

Q5 審査はどのようにおこなわれますか？

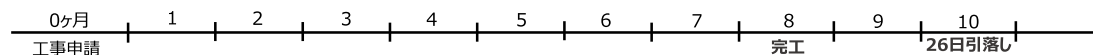
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

Q6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様へのお入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様へのお入金時期は以下の通りです。
＜月2回のタイミングで入金となります＞
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金
*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。
*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

Q7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



Q8 入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

Q9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

Q10 システムを使用するの登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

建災防

1. 令和4年度 上半期（4月～9月）講習会の案内

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期(10月～3月) の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	19～20 清 武	10～11 延 岡		5～6 清 武	30～31 延 岡		12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者				20～21 清 武			10月に延岡で開催
	地山の掘削等作業主任者		23～25 清 武		26～28 延 岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者							12月に清武で開催
	鉄骨の組立て等作業主任者			21～22 清 武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					9～10 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	12～13 延 岡	17～18 清 武	5/31～1 清 武	12～13 延 岡	2～3 清 武	14～15 清 武	10月、11月に延岡、清武で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育				29 清 武			2月に清武で開催
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育	26 清 武				18 清 武		11月に延岡で開催
	足場の点検実務者研修			14 清 武				1月に延岡で開催
	フルハーネス型安全帯特別教育	5 清 武 6 延 岡		15 清 武			21 清 武	
	斜面の点検者安全教育			2 清 武				12月に延岡で開催
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			28 清 武 30 延 岡				
	振動工具取扱い従事者教育							11月に清武で開催
	丸のこ等取扱い従事者教育							11月に清武で開催
	酸欠・硫化水素作業特別教育						27 清 武	
	自由研削砥石の取替の特別教育						7 延 岡	12月に清武で開催
	建築物石綿含有建材調査者講習（一般）							11、1月に清武で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	8～9 延 岡	13～14 清 武	3～4 清 武	8～9 清 武	5～6 延 岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		6～7 清 武		1～2 延 岡		22～23 清 武	11月に清武で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	27～28 延 岡	27～28 清 武	17～18 清 武	22～23 清 武	23～24 延 岡	9～10 清 武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	22～23 延 岡	20～21 清 武	10～11 清 武	15～16 清 武	19～20 延 岡	2～3 清 武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系（解体用）運転技能講習			9 清 武			6 延 岡	11、2月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	15～16 清 武		24～25 延 岡			16～17 清 武	12月に清武で開催

建災防

2. 令和3年度 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領について

昭和43年8月16日労働部事務承認・令和4年2月1日発行・「建設の安全」号外

令和3年度 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間

令和4年3月1日～3月31日

主 唱

建設業労働災害防止協会

後 援

厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和3年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は第5波を大きく超える等、厳しい状況が続いておりますが、このような中でも建設現場の安全衛生確保に取り組んでおられる会員各位をはじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き感染防止対策を徹底した行動をお願いいたします。

さて、当協会では年度末の労働災害防止を目的として、3月1日から31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を策定しております。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱心な取組により長期的には減少しており、一昨年の死亡災害の発生件数は過去最少の258人となったものの、全産業に占める割合は32.2%と依然として高い状況にあります。一方、令和4年1月現在の速報値を見ると、令和3年の建設業の死者数は274人で前年同期より増加、休業4日以上死傷者数は14,856人で前年同期に比べて新型コロナウイルス感染症によるものを除いても前年より増加しております。

建設業においては、技術者や技能労働者の不足や高齢化と併せて、作業者の多様化の進展など、労働災害防止に向けた多くの課題が見られる中、近年、激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事を始め、国民生活を守るための国土強靱化に向けた防災・減災対策及びインフラ整備工事等が進められています。

このような中、これから迎える年度末は完工時期となる工事が増加することでさまざまな作業が輻輳し、労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。そのため、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の展開による建設現場におけるメンタルヘルス対策とこれに基づく職場環境改善、「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動等、実効性のある労働災害防止対策の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

会員各位におかれましては、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられますようお願い申し上げます。

令和4年2月

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅 則



建設業 年度末
労働災害
防止強調月間
31・31

No.1 山下 美月
コードNo.760401

 建設業労働災害防止協会

3. 第59回 全国建設業労働災害防止大会について

建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間

第59回 全国建設業労働災害防止大会

in 金沢

開催日 2022年
10月6日(木)・7日(金)

現地開催とオンライン配信を組み合わせたハイブリッド開催

会場 初日: いしかわ総合スポーツセンター
2日目: 石川県立音楽堂 他



写真提供: 金沢市

同時
開催

安全衛生保護具・
測定機器・安全標識
展示会

いしかわ総合スポーツセンター
10/6(木) 10時30分～17時00分
(開場 10時30分)

総合集会(初日)
13時15分～16時30分(開場10時30分)

- +安全衛生功労者の表彰・顕彰
- +安全の誓い
- +厚生労働省講演
- +アトラクション
- +講演

名越康文氏
こころと心を繋ぐ
コミュニケーション術



専門部会(2日目)
9時00分～16時30分(開場8時45分)

- +建築部会 +土木部会
- +安全衛生教育部会
- +低層住宅部会 +コスモス部会
- +ICT部会 +メンタルヘルス部会
- +講演

井田寛子氏
大雨や暑さから
身を守るための
気象講座






主催: 建設業労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会石川支部

開催主協力支部: 建設業労働災害防止協会富山県支部、福井県支部、岐阜県支部、
静岡県支部、愛知県支部、三重県支部、新潟県支部、長野県支部

第59回
全国大会
ホームページ





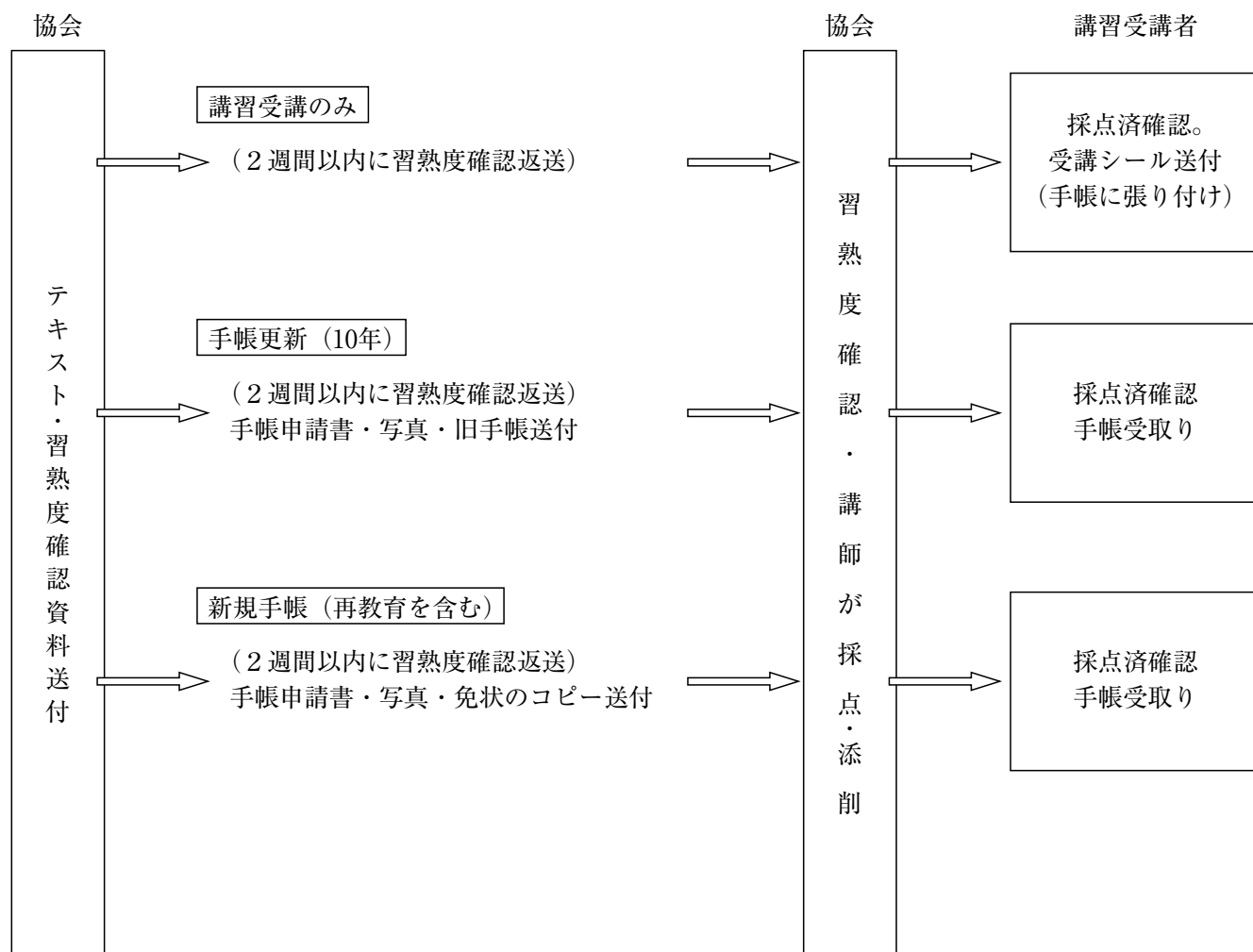
建設業労働災害防止協会

火薬協会

1. 令和4年の自宅学習方式の火薬関係保安講習の概要

- (1) 受講を希望される方は、従来どおり宮崎県火薬保安協会（以後協会と呼称）に申し込んで下さい。
- (2) 受講者には、協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を送付します。
- (3) 受講者の皆様さんには、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
- (4) 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認資料（演習問題）に解答していただきます。
- (5) テキストを受け取ってから2週間以内に学習を済ませ、協会に返送していただきます。
- (6) 習熟度確認資料は登録講師等が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックします。
- (7) 再教育講習および新規従事者講習の方には交付される保安手帳または従事者手帳を同封します。
(例年、再教育講習は、5月と12月に開催していましたが、自宅学習方式の間は、期日の指定はありませんので、必要になった時に申し込んでください。)
- (8) その他の受講者の方には受講証明シールを同封しますので、ご自分で手帳に貼付してください。
- (9) 以上をもって受講したものとみなします。

2. 令和4年 火薬関係講習自宅学習方式のチャートについて



保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（令和4年1月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和3年度	195	▲ 26.1	10,123	23.1	3,365	▲ 5.9	132,953	▲ 7.9
令和2年度	264	▲ 7.7	8,220	13.9	3,577	▲ 3.9	144,415	20.6
令和元年度	286	▲ 16.4	7,220	16.5	3,723	4.5	119,697	19.2
平成30年度	342	10.3	6,195	30.4	3,564	▲ 0.9	100,424	3.5

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

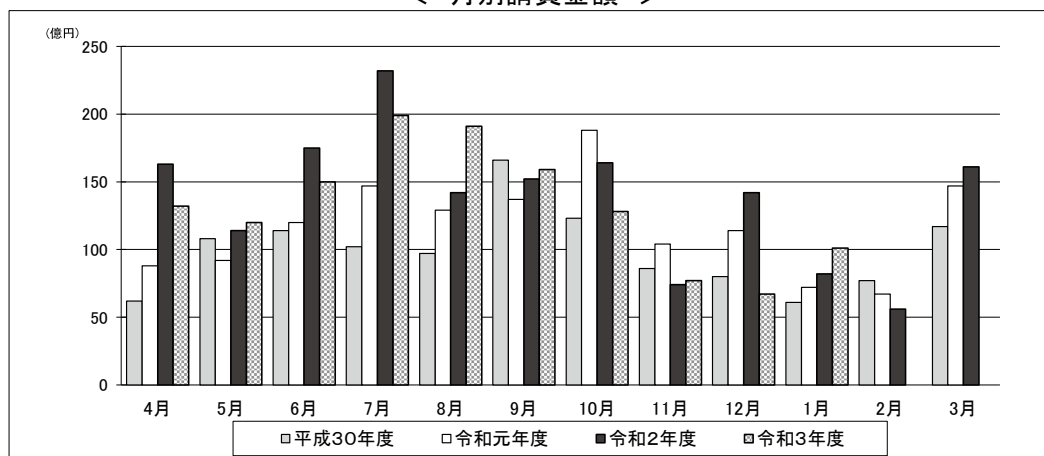
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	12	33.3	5,699	197.8	271	3.8	37,766	33.9
独立行政法人等	0	—	0	—	23	▲ 39.5	3,443	▲ 8.7
県	66	▲ 23.3	1,649	▲ 48.0	1,278	▲ 2.7	47,497	▲ 23.5
市町村	115	▲ 29.4	2,657	▲ 5.9	1,769	▲ 8.9	42,060	▲ 11.5
その他の公共的団体	2	▲ 60.0	116	▲ 61.3	24	4.3	2,185	▲ 21.3
計	195	▲ 26.1	10,123	23.1	3,365	▲ 5.9	132,953	▲ 7.9

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	21	▲ 44.7	313	▲ 84.5	632	▲ 7.7	29,651	▲ 26.8
日 南	7	▲ 56.2	163	▲ 84.7	252	▲ 1.2	14,020	62.6
串 間	11	▲ 26.7	322	134.7	146	▲ 1.4	4,097	▲ 16.6
都 城	14	▲ 41.7	3,433	302.4	386	▲ 14.6	22,061	7.1
小 林	28	▲ 26.3	677	102.9	335	▲ 8.0	8,749	0.7
高 岡	2	▲ 86.7	6	▲ 97.8	122	▲ 1.6	2,322	▲ 30.7
西 都	12	▲ 29.4	449	▲ 36.2	209	1.0	6,890	▲ 30.7
高 鍋	22	120.0	3,332	120.8	188	▲ 1.6	14,086	22.3
日 向	27	▲ 38.6	580	8.1	456	▲ 7.7	12,088	▲ 9.7
延 岡	34	126.7	594	19.8	326	0.0	12,178	▲ 12.5
西臼杵	17	▲ 46.9	250	▲ 10.4	313	▲ 5.4	6,806	▲ 24.1
計	195	▲ 26.1	10,123	23.1	3,365	▲ 5.9	132,953	▲ 7.9

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

前払金 **40%** → 中間前払金 **20%** 受取可能!

契約締結 → 工期 → 竣工

工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの? A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。	Q 出来高検査はあるの? A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
Q 手続きは面倒じゃないの? A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写)	Q 保証料はどれくらいかかるの? A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。 一例 請負金額5,000万円の工事の場合 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。



西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001

宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証

<https://www.wjcs.net/>

検索



建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

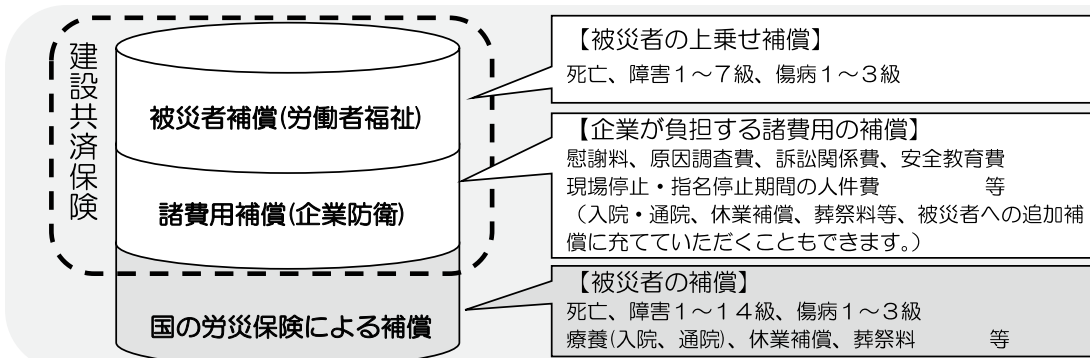
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

みんなで育てよう安心を。

労災上乘せ補償は

建設共済 保険

契約者に役立つ制度充実

掛金が魅力
手厚い補償
(5,000万円まで)

労働者と企業のリスクをカバー



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の
子供に対して、要保育期間および小学
校から大学までの在学期間中、返済不要
の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索